

国分寺市教育委員会議事録・第17号

会議の種類 第12回国分寺市教育委員会定例会

会議の日時 令和元年12月26日(木) 午前9時30分

会議の場所 国分寺市立教育センター 5階 教育資料室

会議の出席者

(教育委員会)

教育長	古屋 真 宏
教育長職務代理者	富山 謙 一
委 員	佐久間 博 美
委 員	大木 桃 代
委 員	辻 亜希子

(説明員)

教育部長	堀田 順也
教育総務課長	日高 久善
学務課長	中島 弘美
学校指導課長	富永 大優
統括指導主事	大島 伸二
指導主事	關友 矩
指導主事	野村 宏行
社会教育課長	千葉 昌恵
ふるさと文化財課長(統括)	櫻井 明徳
公民館課長兼本多公民館長	前田 典人
恋ヶ窪公民館長	増本 佐千子
光公民館長	久保祐司
もとまち公民館長	豊泉 早苗
並木公民館長	本望 慎一
図書館課長兼本多図書館長	戸部 伸広

(事務局)

書記	山田 隆史
書記	大嶽 みなみ

傍聴人 5人

〔開会と署名委員の指名〕

午前9時30分、教育長は開会を宣言し、署名委員として1番辻委員、2番佐久間委員を指名した。

〔前会議事録の承認〕

- ・令和元年10月7日開催の令和元年第4回国分寺市教育委員会臨時会議事録第13-1号
- ・令和元年10月7日開催の令和元年第4回国分寺市教育委員会臨時会議事録第13-2号
- ・令和元年10月24日開催の令和元年第10回国分寺市教育委員会定例会議事録第14号
- ・令和元年11月7日開催の令和元年第5回国分寺市教育委員会臨時会議事録第15号

〔教育長等の報告〕

教育長 おはようございます。お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。学校では昨日、2学期の終業式を迎えました。今月に入ってから、学校ではインフルエンザが流行しまして、昨日も学級閉鎖をしているクラスもございましたが、大きな事故やけがはなく無事に終了いたしました。委員の皆様方の御協力に感謝申し上げたいと思っております。

本日から冬休みがスタートしましたので、しっかりと健康に留意していただいて、新学期を迎えていただきたいと思っております。併せて、子どもたちには、家族との団らんも大切にしながら良い経験をして新年を迎えてほしいと思っております。

御報告を1点させていただきます。12月22日付で、教育委員会委員として新たに辻亜希子委員が任命されました。本日、市長から直接辞令をいただいたところでございますので、ここで一言御挨拶をいただきたいと思います。辻委員、よろしくお願ひいたします。
辻委員 ただいま御紹介いただきました辻亜希子と申します。本日、辞令をいただきまして教育委員に任命していただくこととなりました。よろしくお願ひいたします。

現在、国分寺市内の法律事務所で弁護士として勤務しております。弁護士になる前は、小学校で教職の経験もございます。教育の分野には関心がありますが、まだ国分寺市の教育については勉強を始めたばかりでございます。これから皆さんの御指導をいただきながら、精いっぱい国分寺市の教育が豊かになっていくよう、微力ですが力を尽くさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

教育長 教員の御経験もあるということで、本当に力強いと思っております。よろしくお願ひいたします。

〔議事〕

1 委員の議席について

(議案の内容と説明)

教育総務課長 委員の議席について御説明いたします。国分寺市教育委員会会議規則第2条の規定により、委員の議席を決定していただくというものでございます。方法につきましては、事務局から御説明させていただきます。

山田書記 委員の議席につきまして説明いたします。

国分寺市教育委員会会議規則第2条により、「委員の議席は抽選によってこれを定める」となっております。ただいま、係員がお持ちする封筒を1枚ずつお引きください。封筒を開けていただくと番号が書かれた紙が入っておりますので、その番号をお伝え願います。

教育長 1番、辻委員、2番、大木委員、3番、佐久間委員、4番、富山教育長職務代理者です。このとおり決定いたします。なお、座席の移動は次回の教育委員会定例会からということになりますので、よろしくお願ひいたします。

(抽選の結果)

1番 辻委員、2番 大木委員、3番 佐久間委員、4番 富山教育長職務代理者

2 議案第53号 国分寺市立小学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

学校給食費管理システムの導入に伴い、小学校給食の口座振替方法を変更するため、国分寺市立小学校給食の実施に関する規則（平成21年教委規則第5号）の一部を改正する必要がある。

学務課長 学校給食費管理システムにより、口座振替のデータ作成ができるようになります。こちらのデータを使用し、口座振替を市税等と同様の手続で行いたいと考えています。

4枚おめくりいただきまして新旧対照表を御覧ください。主な改正点は4点ございます。1点目は、これまで口座振替の手続を本規則によって定めておりましたが、令和2年度からは市税等と同様の手續とさせていただくために、市の規則である国分寺市市税等口座振替事務規則で対応をさせていただきたいと考えております。このため、本規則から口座振替の手続に関する部分を削除させていただきたいと考えております。

2点目としまして、給食の申込み状況を確認するために、申込書の提出について規定させていただきたいと考えております。3点目としまして、現在も行っておりますアレルギー対応につきまして、本規則にも規定させていただきたいと考えております。4点目としましては、こちらに伴う文言整理となっております。

新旧対照表の2ページを御覧ください。大きな変更点である第6条は申込書の規定となります。様式につきましては、改正文の3ページに新たに規定させていただいております。給食を提供する際には、こちらの給食申込書を小学校に在籍する期間中に一度御提出いただくようにしていきたいと考えております。

新旧対照表の2ページを御覧ください。現行の第9条から第14条につきましては、口座振替の手続に伴うものとなりますので削除をさせていただきたいと考えております。また、改正後（案）の第9条につきましては、第1項で給食取消届を規定させていただいております。こちらはこれまで要綱に規定しておりましたが、今回の改正でこちらの規則に申込みについて規定するため、同様に取消届についても定めさせていただきたいと考えております。また、第3項にはアレルギー疾患に関する規定を加えさせていただいております。

新旧対照表の4ページの別表を御覧ください。これまで、給食費の区分として小学校の学年ごとの給食費の金額を定めさせていただいておりましたが、今回、教職員等という区分を新たに設けさせていただいております。これまでも、高学年の給食費と同額を先生方にお支払いいただいておりましたので、そちらと同様に規定させていただいております。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(意見・質疑の要旨)

佐久間委員 改正の必要がないためこちらには載っていないことだと思いますが、小学校の給食費の納付のことでお伺いしたいと思います。

例規集を見ますと第8条に「納付等」という項目があり、その第2項に「前項の規定による納付は、口座振替の方法により行うものとする。」と記されております。こちらは、この後審議する、国分寺市立中学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則には、改正する必要があるとして同じ文言が提案されております。ここまででは同一の文言ですが、小学校給食の規則には1文がつけ加えられておりまして、「ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。」とあります。改正後は、校長口座を経由せずに市の会計管理者に振り込まれることになるということですが、この「特に必要と認めるときは、この限りでない。」ということに関しては、影響はないのでしょうか。

学務課長 こちらの規定につきましては、基本的には皆様に口座振替をお願いしておりますが、学校では地域の方に来ていただいて、給食を喫食していただくこともございます。そのような場合に、教育委員会として口座振替でない納付も認めさせていただいておりますので、こちらの部分については現行の形で進めさせていただければと思います。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

3 議案第54号 国分寺市立中学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

学校給食費管理システムの導入に伴い、中学校給食の口座振替方法を変更するため、国分寺市立中学校給食の実施に関する規則（平成19年教委規則第11号）の一部を改正する必要がある。

学務課長 2枚おめくりいただきまして、新旧対照表を御覧ください。主な変更点は2点で、1点目として口座振替規定の削除、2点目として文言整理をさせていただいております。

まず第9条を御覧ください。こちらにつきましては、今回、口座振替の規定を削除している部分が主となります。ミルク給食の納付の仕方については、これまで学年ごとの納付となっていましたが、システムの関係上、毎月のお支払いとなりますのでその旨を記載させていただいております。

ページをめくっていただきまして、第10条を御覧ください。現行の規定においては、保護者の方から、給食取消届と給食停止届の2種類の届出書を提出していただいておりました。しかし、こちらが非常に大変分かりにくくなってしまっていたので、給食取消届という1種類に整理をさせていただいております。また、小学校給食の規則では、学級閉鎖等に關して給食を停止することができる旨の記載がございましたが、中学校給食の規則にはございませんでしたので、第2項にその記載を追加させていただいております。

また、新旧対照表の次のページには、新旧の給食申込書を記載しております。今回、新たに作成した小学校の給食申込書では、申込者を明らかにする形で整理をさせていただきました。そのため、中学校の給食申込書にも同様に生徒から見た統柄を追記させていただき、申込者である保護者名の隣に、生徒から見た統柄を加えさせていただいております。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(意見・質疑の要旨)

なし

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

〔協議〕

なし

〔報告〕

1 教育長職務代理者の指名について

(事務局からの説明)

教育総務課長 資料1を御覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に基づきまして、令和元年12月22日付けで再任されました富山謙一委員が、教育長職務代理者として同日付けで教育長より指名されましたので、ここで報告するものでございます。簡単でありますが、説明は以上となります。

(意見・質疑の要旨)

教育長 富山委員が12月22日付けで教育委員会委員に再任をされました。それに伴いまして教育長職務代理者も引き続きお願ひしたいということで指名をさせていただき、御承諾をいただいたところでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ここで富山教育長職務代理者に一言御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

富山教育長職務代理者 ただいまお話がありましたとおり、教育委員の再任並びに教育長職務代理者の再任ということで、12月22日付けをもちまして拝命をいたしました。3期目ということでございますので、キャリアを生かすとともにやはり初心を忘れてはいけないなという気持ちでおります。もとより微力でございますが、全力を尽くして教育長を支えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

教育長 どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

2 国分寺市学校施設長寿命化計画（案）へのパブリック・コメントの実施について

(事務局からの説明)

教育総務課長 国分寺市学校施設長寿命化計画（案）へのパブリック・コメントの実施について御説明いたします。

この国分寺市学校施設長寿命化計画につきましては、平成30年度から2年間かけて策定作業を進めてまいりました。8月8日開催の教育委員会定例会で要約版の資料をもとに概要を報告させていただきました。今回、計画案としてでき上りましたので、パブリック・コメントの実施について御報告するものでございます。

資料2を御覧ください。2の意見の募集期間は、令和2年2月1日から令和2年3月1日までパブリック・コメントを実施いたします。公表場所につきましては、ひかりプラザ

4階の教育総務課、市のオーブナー、c o c o b u n j i 市民サービスコーナー等や、市のホームページで予定をしてございます。

6の結果の公表につきましては、同じ場所にて令和2年5月1日を予定してございます。本日、教育委員会での御報告後、令和2年1月21日の閉会中の市議会の厚生文教委員会へも報告する予定でございます。

1枚おめくりいただきまして、計画（案）でございます。さらにもう1枚おめくりいただき目次を御覧ください。7章立ての内容となってございます。こちらは文部科学省の策定に係る手引きを参考にし、作成したものでございます。

1ページを御覧ください。第1章には学校施設の長寿命化計画の背景・目的等が記載されてございます。国分寺市の中学校15校全ての学校施設におきましては、平成20年度に耐震補強工事が完了しております。構造的な安全性は確保されておりますが、9割を占める13校が築40年を超えており、ほかの公共施設の更新時期も含めますと、多額の費用が一斉に必要となるという状況になります。その修繕や更新コストの縮減と平準化が大きな課題となってございます。このことを踏まえまして、学校施設の劣化状況等を把握し、データをもとに評価することが目的として記載されてございます。

2ページの計画の位置づけにつきましては、平成28年2月に策定されました国分寺市公共施設等総合管理計画の基本的な方針や、国分寺市公共施設適正再配置計画で整備されました公共施設の再配置の基本的な考え方を踏まえまして、学校施設の長寿命化等の実施計画として、この長寿命化計画を策定するという位置づけになってございます。計画期間につきましては、国分寺市公共施設個別施設計画と同じ40年間の長期保全費用を算定とともに、今後10年間の実施計画について策定を行ってまいります。

4ページ、第2章をお願いいたします。こちらにつきましては、学校施設に求められている姿を示しております。来年2月に策定予定の第2次国分寺市教育ビジョンと、平成30年度に実施した保護者を含む学校関係者とのヒアリングを参考にし、まとめたものになつてございます。

6ページから46ページまでの第3章では、学校施設の実態を記載してございます。6ページから7ページには建物の構造等の概要、8ページ以降には児童・生徒数の今までの推移や今後の推計、17ページ以降には児童・生徒数の増減傾向とそれによる教室不足に対応できる転用可能教室の状況などの実態を記載しております。

29ページからは、今後かかる維持・更新コストを、従来型の築50年で建て替えた場合と、長寿命化して築80年で建て替えることを仮定した場合のコストを記載してございます。その結果、長寿命化した場合の今後10年間の1年当たりの平均コストが22億円から14億6,000万円に減少となってございます。長寿命化するための改修等により追加の費用かかるものの、本格的な更新時期が令和28年度まで延びることになり、一定の経費の平準化が図されることになります。しかし、令和22年度からの10年間は、1年当たりの平均コストが15億8,000万円と多額であることから、さらに経費の平準化等の対策が必要となるという状況でございます。

31ページからは学校施設の老朽化状態の実態を記載してございます。中には、長寿命化には多額の費用がかかることなどから、建て替える方法が経済的に望ましいという評価が示されている学校もございます。

47ページ以降の第4章では、国分寺市総合ビジョンにおける「教育環境整備」や上位計画等を踏まえ、学校施設整備の基本的な方針等を示してございます。学校施設の配置や規

模、修繕や建て替えの考え方、目標使用年数を原則として80年に設定しまして、大規模修繕周期を設定してございます。

58ページをお願いいたします。長寿命化のイメージ図になります。築20年ごとに修繕を行ってまいりますが、中間の40年目に機能向上をするための大規模な改修を実施し、長寿命化を図ってまいります。

59ページ以降の第5章につきましては、第4章の方針を踏まえまして、その施設整備の水準等を設定してございます。外部、内部の部位、電気、機械等の設備の更新周期年数をまとめ、建物を長期に使用することを主眼に置いた優先度などを設定してございます。

第6章の長寿命化の実施計画につきましては、本計画の調査結果等によって市の個別施設計画よりも改修や更新を前倒しにしたほうがよい建物、遅らせてもよい建物を整理し、財政負担の平準化の検討を行った上で実施計画を策定いたします。大規模修繕の期間や改築の工事期間を踏まえ、基本的には前倒し対応による平準化の方法等を記載してございます。

最後の第7章につきましては、この計画策定後においても、施設の状況、児童・生徒数の推移、社会状況の変化等について正確に把握し、効果的に学校施設整備を推進していくため、学校、教育委員会各課、市の関係各課とも連携し体制をつくっていくことが重要であり、また、5年ごとに見直しを行っていくことが大切であると思ってございます。

こちらのパブリック・コメントをさせていただいた後に、寄せられた御意見等を反映できるところは反映いたしまして、来年3月23日開催予定の教育委員会定例会にて、修正をいたしました原案を議案として提案できればと思ってございます。御説明につきましては以上となります。

(意見・質疑の要旨)

大木委員 まだ、私も十分には把握していないところがございますが、例えば73ページに大規模修繕と更新の時期が載っております。令和2年度から六小と一中の校舎、二中の屋内運動場が修繕期間ということで既に計画に入っておりますが、こちらに関しましては今回のパブリック・コメントや計画とは別に、先んじて大規模修繕に入ると理解してよろしいでしょうか。

教育総務課長 大木委員がおっしゃいました第六小学校及び第一中学校の校舎の改修、第二中学校の屋内運動場の改修につきましては、令和2年度の予算を組み立てているところでございます。そちらで現時点では予定として考えているところでございます。

教育長 分量もございますので、じっくりとお読みいただきまして、もし御不明な点や御意見等ございましたら、事務局にお寄せいただけたらということでよろしいでしょうか。パブリック・コメントは2月1日からということでございますので、若干お時間がございますので、早めにお伝えいただければ幸いでございます。

3 令和元年第4回定例会の一般質問について

(事務局からの説明)

教育部長 今回は21人の議員の方から一般質問の通告がございまして、教育委員会への通告についてはそのうちの12人から頂戴をしたところでございます。

まず、1番の吉田議員でございます。自転車についてと、台風19号の対応について御質問をいただきまして、自転車の安全教室、東京マイ・タイムラインの活用等について御答弁を差し上げてございます。

2番、小坂議員でございます。おたかの道湧水園、防犯カメラの関係、PTA活動について御質問を頂戴いたしてございます。議員からの御提案である地元招待日の設定等、防犯カメラの目的外使用の関係、PTAの支援等について御答弁を差し上げてございます。

3番、さの議員でございます。平和事業についてという質問の中で、図書館の事業として講演会の実施について検討できないかという御質問を頂戴し、御答弁を差し上げてございます。

4番のだて議員、5番の本橋議員につきましては、教育委員会に対する質問はございませんでした。

6番、尾作議員でございます。外国人と共生する地域づくりについてということで、公民館における日本語の教室、外国籍等の児童の学校の生活状況について、御報告をさせていただいてございます。

7番、田中議員でございます。武道の授業について御質問を頂戴いたしまして、中学校での武道の授業の内容について説明をさせていただいてございます。

8番、新海議員でございます。文化財の保存と活用について御質問を頂戴しまして、絵画の寄附の取扱い、元町用水にかかる石橋、野川にかかる橋に設置された引戸、民俗資料室や郷土博物館等の現状について、御報告をさせていただいてございます。

9番、高橋議員でございます。図書館についてということで質問の通告をいただきましたが、高橋議員については時間切れでこちらの質問は実際にはお受けすることができませんでした。

10番、丸山議員、11番、木島議員、12番、中沢議員については教育委員会への質問はございませんでした。

13番の中山議員でございます。教育委員会への質問の通告はありませんでしたが、質問の流れの中で小学校体育館へのエアコンの設置について、防災上の観点から質問を頂戴して、現在の検討状況についてお答えをしてございます。

14番、岡部議員でございます。教員の働き方改革、児童・生徒のオリンピック・パラリンピックの観戦について御質問をいただきました。現在の取組状況、変形労働時間制への対応、オリ・パラ観戦に係る安全の配慮について御答弁を申し上げてございます。

15番、星議員については、教育委員会への質問はございませんでした。

16番、高瀬議員です。学校給食の安全についてということで、食材の選定基準、ゲノム編集食品等への対応について御答弁を申し上げたところでございます。

17番、岩永議員です。外国籍等の子どもへの支援、特別支援教育の支援員について御質問をいただきまして、就学状況、日本語指導員の派遣、恋ヶ窪公民館で行っている国際教室、支援員への指導のあり方について御答弁を申し上げてございます。

18番、及川議員については、教育委員会への質問はございませんでした。

19番、はせべ議員です。民俗資料室の管理について御質問をいただきまして、現状についてお答えをしてございます。

20番、尾澤議員です。学校体育館へのエアコンの設置について御質問をいただきまして、現在までの検討状況について御報告をさせていただいてございます。

21番、木村議員については、教育委員会への質問はございませんでした。

一般質問の御報告は以上でございます。

(意見・質疑の要旨)

大木委員 お2人の議員の方から御質問があったかと思いますが、6番の尾作議員、17番の岩永議員から、外国につながりあるいはルーツのあるお子さんたちの支援について御質問があり、状況を御報告されたということですが、現在の状況についてお教えください。

教育部長 全体の人数あるいは学校の配置等については、個人情報の関係でお答えは差し上げございません。例えば恋ヶ窪公民館で実施している国際教室では、通っている学校が異なっている子どもたちが共通項で話合いができるような関係をつくっていくこと、あるいは学校においては、以前と異なり特異な形で見られるのではなく、むしろ外国籍であるということから、皆さんのグループの中心になるようなところが見受けられるという状況を、御報告をさせていただいております。

大木委員 学校の中でも、もし何か一層の支援が必要であれば積極的にかかわっていくべきですし、まさに外国にルーツがあること、ないことにかかわらず、同じ地球に暮らす子どもたちが、お互い協力し合い、より高め合っていければということで御質問をさせていただきました。今のお話を伺いまして、学校だけでなく公民館なども含めまして、様々なところで、みんなで協力し合っているということ、さらに学校の中でも中心になって活動をしているお子さんが多いということを伺いまして、大変安心いたしました。今後も一層の支援をしていただければと思います。

佐久間委員 尾作議員の1番の(4)七重塔移設の進捗についてお伺いします。どのような内容であったか教えていただきたいのと、教育委員会としてはどの時点からどのようにかかわっていくことになるのか、教えていただけますでしょうか。

教育部長 こちらの案件につきましては、現在商工会がお持ちになっている七重塔を国分寺駅の南口に設置できないかということで検討を進めている案件でございます。これで来訪者、観光者のますますの増加を図りたいというところで企画している内容でございまして、現在、まちづくり部が敷地の所有者であるJRと協議をしておりますので、その状況について御報告をしたところでございます。

4 寄附の受領について

(事務局からの説明)

教育総務課長 資料4を御覧ください。1件の寄附がございました。第一中学校の子どもたちの教育支援といたしまして、スポットクーラー1台を御寄附いただきました。簡単であります、以上となります。

(意見・質疑の要旨)

教育長 これはどこに設置する予定かわかりますか。

教育総務課長 こちらは現在、学習サポート室という個別に指導をするお子さんのための教室に設置していると伺ってございます。

教育長 大変ありがたいお話だと思います。

5 令和2年度以降の学校給食に係る変更点について

(事務局からの説明)

学務課長 令和2年度以降の学校給食に係る変更点ということで、2点御報告をさせていただきます。

まず1点目は、学校給食費の徴収方法の変更についてです。こちらは先ほど御審議いただいたものとなります。給食費管理システムの導入によりまして、口座振替の徴収方法が変更となりますので御説明をさせていただきます。

まず小学校につきましては、現在1校につき一つの金融機関の1支店で対応をいただいております。この支店に保護者の方に口座をつくっていただき、同じ支店につくっていたいた校長口座に口座振替を行い、それが市の会計管理者に入る流れとなっております。令和2年度以降につきましては、市税等と同様に16の金融機関で対応ができるようになり、保護者口座から直接市の会計管理者の口座に入ってくる流れとなります。

こちらに伴う手続といたしましては、在校生には現在の口座振替の口座をそのまま使っていただく予定であります。しかしながら、もちろん希望者がおられましたら、御自身の希望の金融機関に変更することも可能となっております。新入生につきましては、これまでと同様に対象金融機関で口座振替の手続をお願いすることとなります。

中学校につきましては、現在、委託事業者の取扱金融機関で手続をとっていただいております。こちらは保護者口座から委託事業者に、その後、市の会計管理者にお金の納付がされる形となっております。こちらが来年度から小学校・中学校ともに同じ形となり、保護者口座から市の会計管理者に納付をいただくようになります。

中学校については、手続の方法が小学校と異なります。在校生については、現在、委託事業者が間に入っておりますので、改めて口座振替の申請を保護者の方にしていただく必要が出てまいりました。保護者の方には御負担を極力かけないようにしたいと考えておりますので、今後、口座振替の申請書を教育委員会で一旦取りまとめさせていただいて、対象金融機関へ送付させていただく手続をとりたいと考えております。新入生については、これまでと同様に対象金融機関で口座振替の手続を直接行っていただくことになります。

(3) として今後の予定を書かせていただきました。来年の1月から、こちらの手続につきまして周知文を配布し、保護者の皆様にお知らせをしたいと考えております。また、中学校の在校生の方へは、口座振替の手続のお願いをしてまいります。また、入学説明会では給食費の口座振替の手続のお願いを各学校でしていただく予定であります。これを受けまして、令和2年度から口座振替を開始したいと考えてございます。

次のページを御覧ください。2点目の変更点として、小学校におけるアレルギー対応の変更について御報告をさせていただきます。現在、小学校では自校式となっておりますので、各児童に対してアレルギー対応の給食を提供させていただいております。しかしながら、近年、対象となる児童数が増加し、対応内容も多様化している現状がございます。事故を予防し、安全を最優先とした対応を行うため、アレルギー対応の変更を行いたいと考えてございます。

対応方法につきましては、(1)に書かせていただきました。1点目は、学校で提供する除去食は一つの料理に対して一つとすること、2点目は、ごく微量でもアレルギー反応が誘発される可能性がある場合等は、給食を提供しないということです。より安全な学校給食を提供するために、対応を変更させていただきたいと考えております。

今後の予定としましては、来年の1月になりましたら、小学校を通じて保護者の方へこちらの変更につきましてお知らせをしてまいりたいと思っております。また、各校のPTA運営委員会で教育委員会から説明をさせていただく予定であります。さらに、入学説明

会で新しく小学校に入られる方にも説明を行ってまいります。また、こちらにつきましては、個々のお子さんによって今後対応方法が変わってくると思いますので、小学校において個別に保護者と面談もしていただく予定であります。保護者の方に御理解をいただいた上での対応となりますので、学校とともに教育委員会としても今後も丁寧な説明を行いながら進めていきたいと考えております。

(意見・質疑の要旨)

富山教育長職務代理者 今、御説明がありましたが、小学校の場合、どのようなメリットがあるか考えてみました。保護者からすると1金融機関1支店で口座をつくって学校給食費を払い込むことは、生活の動線上無理のある方もいらっしゃるのではないかと思いますが、16金融機関となると選択の幅が広がります。口座をつくって払い込むという負担は軽減されるのだろうという想定ができますが、いかがでしょうか。

また、従来、給食費は校長口座に全部振り込まれて、市へ払い込む形をとっていましたが、国分寺市立小学校給食の実施に関する規則の旧14条が廃止され、校長の収納事務がなくなるということになると、学校事務の軽減にもつながるのではないかと思いましたがいかがでしょうか。見解をお願いします。

学務課長 委員おっしゃったとおり、これまで、校長口座のある銀行に保護者の方に口座を開設していただいて、口座振替の手続をとってまいりました。今後につきましては、保護者の方が、例えば給与振込をされている口座から、直接給食費の口座振替ができるようになりますので、保護者負担が軽減されるのではないかと考えております。

また、今後校長口座がなくなることになりますので、学校における給食に関する事務も整理をさせていただきたいと思っております。今後につきましては、教育委員会を中心となりまして、給食費の徴収を行っていきたいと考えております。

富山教育長職務代理者 もう一つあります、次のページ、裏面になりますが、アレルギー対応を行っている子どもの数が、年度に従って増加しているグラフが示されています。その新たな対応について先ほど御説明いただきました。これでより安全な学校給食の提供ができると思いますので、改正に対して賛成いたします。

この学校給食のアレルギーの問題は、大変慎重にかつ全員で共有していくかないと、いざというときに重篤な状況になってしまうことも考えられます。その中で学校訪問をしたのですが、いわゆるエピペンがどこにあるのか、どのように使うのか、そのための研修と実際の対応を徹底してやっていらっしゃっていて、本当にそれが起きたときには、全員が対応できる客観的な体制と個人の体制ができているので、今年度の学校訪問でとても安心をいたしました。

しかしながら、アレルギーで重篤な状態になる事例を幾つか拾つてみると、いわゆる誤食を十数回重ねたことで重篤な状態になってしまっています。平成27年の文部科学省にある手引きにも書かれているのですが、ヒヤリ・ハットの事例をお互いで情報を共有して、安全にしていくという面でもとてもしっかりとしているという実態を、学校訪問で私自身も確認をさせていただきました。つまり、アレルギー対応については、広く情報を共有して、起こさない、そして起きた場合には最善の対応をするという今の状態を堅持していただきたいと要望いたします。

学務課長 学校においてはアレルギー対応において、もちろんまずは誤食がないように、また、何か起ったときにはすぐ対応できるようにということで、対応をしていただいて

おります。今回の変更に当たりましても、各学校でこれ以上アレルギーの対応をする児童が増えてくると、ヒューマンエラーを起こす可能性があるのではないかという心配から、整理をさせていただいたところです。いかにしてそのような事故が起きないようにするか、また、委員おっしゃったようなちょっとしたこと、ヒヤリ・ハットについては、各学校の中、またほかの学校へも情報を共有いたしまして、同じことが起きないように対応を進めていきたいと考えております。

大木委員 今の富山委員の御質問、学務課長からの御回答にも若干重なる部分もありますが、念の為の確認として質問をさせていただきます。この小学校におけるアレルギー対応の変更の本文の2行目から3行目に「事故を予防し安全を最優先とした対応を行うため、「学校給食における食物アレルギー対応指針」（文部科学省）に準拠したアレルギー対応への変更を予定しています。」とございます。今、お伺いしましたように、それぞれの小学校におきましてアレルギー対応は十分今までもされていると思いますが、今回、この対応方法の特に①、学校で提供する除去食は、一つの料理に対して一つとすると変更したという点につきまして、現状を踏まえてもう一度理由を御説明いただきたいというのが第1点です。

第2点といたしまして、このような変更をすることについて、本市におきまして何か事故が生じていたのか、それが契機でこのように変更することにしたのか、それともそうではないのかということをお伺いしたいと思います。

学務課長 今回、学校で提供する除去食は、一つの料理に対して一つとするとさせていただきましたのは、現在、各学校では個々のお子さんの状況に応じてアレルギー対応食をつくらせていただいております。そのため、学校におきましては2種類、3種類の幾つかに分かれた給食を提供させていただいております。このような状況の中で、対応する児童数が増えてきたということで、誤食が発生するのではないかと懸念をしております。そのような理由から今回の整理をさせていただきました。

2点目としてございました、本市で何か事故があったのかというところについては、全くございません。今後、起きるかもしれないヒューマンエラーを、いかにしてなくすかというところで整理をさせていただきました。

6 児童生徒数等推計について

(事務局からの説明)

学務課長 毎年度、児童生徒数の推計を報告させていただいておりますが、今回、このタイミングで報告をさせていただきます。

今年度、市長部局では国分寺市人口ビジョンの策定を進めています。こちらの基礎データ、本年4月1日の住民登録者数、同年10月1日の児童生徒数等をもとに、今後5年間の児童生徒数等の推計を行いましたので、報告をさせていただきます。

この推計につきましては、東恋ヶ窪一丁目のマンションの開発や、現在、届出されている開発につきましても勘案して行っております。今回の推計を行うに当たりまして、大きな人数の変更の要因となります地域別の住民登録者数の動きも確認をして算出をしておりますが、子どもの数が増加している当市においても、転出が増加している地域もございました。現在の状況として算出をさせていただき、報告をさせていただきます。

今後につきましても、転入や転出の状況に応じまして、人数は動いていくと考えております。今後も状況を丁寧に確認しながら、子どもたちに影響のないように教育委員会としても対応していきたいと考えております。

(意見・質疑の要旨)

教育長 今回は、国分寺市人口ビジョンが新たなものが出来たということで、少し御報告の時期が遅れたところでございます。御覧になってお気づきの点がありましたら、後ほどでも結構ですのでお話しいただけたらと思います。

[その他]
なし

[閉会]

午前10時29分、教育長は閉会を宣言した。

署名委員

1番

辻 亞希子

2番

佐久間 博美

調製職員

日高 久善